

平成28年度

意匠制度の改正に関する説明会

【意匠審査基準の改訂】

意匠制度の利便性向上のための
運用の見直し

資料内容

1. 意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る
運用の明確化.....4
2. 願書及び図面の記載要件.....20
3. 参考図の取扱い.....31

我が国においては、企業の事業活動の一層のグローバル化に加え、2015年5月のハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく国際出願についての運用開始に照らし、意匠制度の運用について、国際協調を意識した見直しの必要性が高まってきた。

加えて、知的財産推進計画2016においても、我が国ユーザーによる意匠制度の利用促進を図るため、利便性を向上させるべく、手続の簡素化等に向けた検討を行うこととされていた。

そこで、企業のデザイン活動の実態に則しつつ、意匠登録出願手続の利便性向上を目的とする意匠制度の運用見直しの方方向性について、現行意匠制度の枠内で、早急に対応できる事項について検討し、意匠審査基準の改訂を行うこととなった。

1. 意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の明確化
2. 願書及び図面の記載要件
3. 参考図の取扱い

意匠法第4条

- 1 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠は、その該当するに至った日から六月以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかったものとみなす。
- 2 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同条第一項第一号又は第二号に該当するに至ったものを除く。）も、その該当するに至った日から六月以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。
- 3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面（次項において「証明書」という。）を意匠登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。
- 4 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。

- 1 新規性喪失の例外規定の適用要件の記載を簡潔化
- 2 証明する書面に基づく第4条第2項の適用の判断手順を明記
- 3 同一の意匠が複数回にわたり公開された場合の取り扱いを明記
- 4 出願する意匠と異なる意匠を公開した場合の手続等を明記
- 5 意匠法第4条第1項及び同第2項の記載の統一

31.1.1 意匠法第4条第2項の規定を適用するための要件

公開意匠について、意匠法第4条第2項の規定を適用するためには以下の(1)から(3)の要件を満たしていなければならない。

- (1) 意匠登録を受ける権利を有する者(意匠の創作者又はその承継人)の行為に起因して、その意匠が以下の①又は②の意匠に該当するに至ったものであること。
 - ① 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠。
 - ② 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠。
- (2) 上記(1)の意匠について意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願をしていること。
- (3) 上記(1)の意匠が初めて公開された日から6月以内に意匠登録出願されていること。

審査官は、意匠法第4条第2項の規定の適用の判断に当たっては、意匠法第4条第3項又は第4項の規定により提出された「証明する書面」(以下、単に「証明する書面」という。)によって、上記の要件を満たすことの証明がなされたか否かを判断する。

「証明する書面」の書式(31.1.3.1)

意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ① 公開日
- ② 公開場所
- ③ 公開者
- ④ 公開意匠の内容(意匠の写真等を添付する)

2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実

- ① 公開意匠の創作者
- ② 意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者(行為時の権利者)
- ③ 意匠登録出願人(願書に記載された者)
- ④ 公開者
- ⑤ 意匠登録を受ける権利の承継について
(①の者から②の者を経て③の者に権利が譲渡されたこと)
- ⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について
(②の者の行為に起因して、④の者が公開をしたこと等を記載)

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

平成○年○月○日

出願人○○○ 印

書式に従って作成された「証明する書面」が提出されている場合 (31.1.3.1)

審査官は、原則として、公開意匠が31.1.1に記載の要件を満たすことについて証明されたものと判断し、意匠法第4条第2項の規定の適用を認める。

ただし、「公開意匠」が意匠法第4条第2項の規定の適用を受けることができる意匠であることに疑義を抱かせる証拠を発見した場合には、審査官は、同条同項の規定の適用を認めない。

異なる書式による「証明する書面」が提出されている場合 (31.1.3.2)

提出された「証明する書面」に、31.1.3.1に示す書式と同程度の内容が記載されていれば、審査官は、原則として、公開意匠が31.1.1に記載の要件を満たすことについて証明されたと判断し、意匠法第4条第2項の規定の適用を認める。

ただし、31.1.3.1に示す書式と同程度の内容が記載された「証明する書面」が提出されていても、「公開意匠」が意匠法第4条第2項の規定の適用を受けることができる意匠であることに疑義を抱かせる証拠を発見した場合には、審査官は、同条同項の規定の適用を認めない。

第4条第2項の規定の適用を認めずに拒絶理由を通知した後の判断手順(31.1.3.3)

「証明する書面」において「公開の事実」が明示的に記載された「公開意匠」について、審査官が、意匠法第4条第2項の規定の適用を認めずに拒絶理由を通知した後、出願人から意見書、上申書等により、同項の規定の適用は認められるべきであるとの主張がなされる場合がある。この場合には、審査官は、「証明する書面」に記載された事項と併せて出願人の主張も考慮し、31.1.1に記載の要件を満たすことについて証明されたか否かを再び判断する。

意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、 同一の意匠が複数回公開された場合(31.1.4.1(1))

第4条第2項の規定の適用を受けるためには、原則として、それぞれの「公開の事実」が「証明する書面」に記載されていなければならない。

ただし、意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願前に公知の意匠に該当するに至った意匠を、先の公開に基づいて複数回に亘って事後公開した場合には、その先に公開された意匠について意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるものであれば、その先の公開に基づく第2回以降の公開によっても、その意匠は公知の意匠に該当するに至らなかったものとする。

公知の意匠に該当するに至らなかったと判断するものの例

例1: 意匠登録を受ける権利を有する者が同一の取引先へ同一の商品を複数回納品した場合における、初回の納品によって公開された意匠と、2回目以降の納品によって公開された意匠

例2: 意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠を掲載した製品カタログを取引先に配布することによって意匠を公開した後、取引先の注文に応じて製品を納品することによって2回目以降の公開がなされた意匠

意匠法第4条第2項の「該当するに至った日」と意匠登録出願の間に第三者が「該当するに至った意匠」と同一の意匠を公開した場合(31.1.4.1(2))

原則として、その意匠は第三者の公開によって公知の意匠に該当したものである。

ただし、第三者の公開が「該当するに至った意匠」の公開に基づくことが明らかなきは、その公開によっても、その意匠は公知の意匠に該当するに至らなかったものとする。

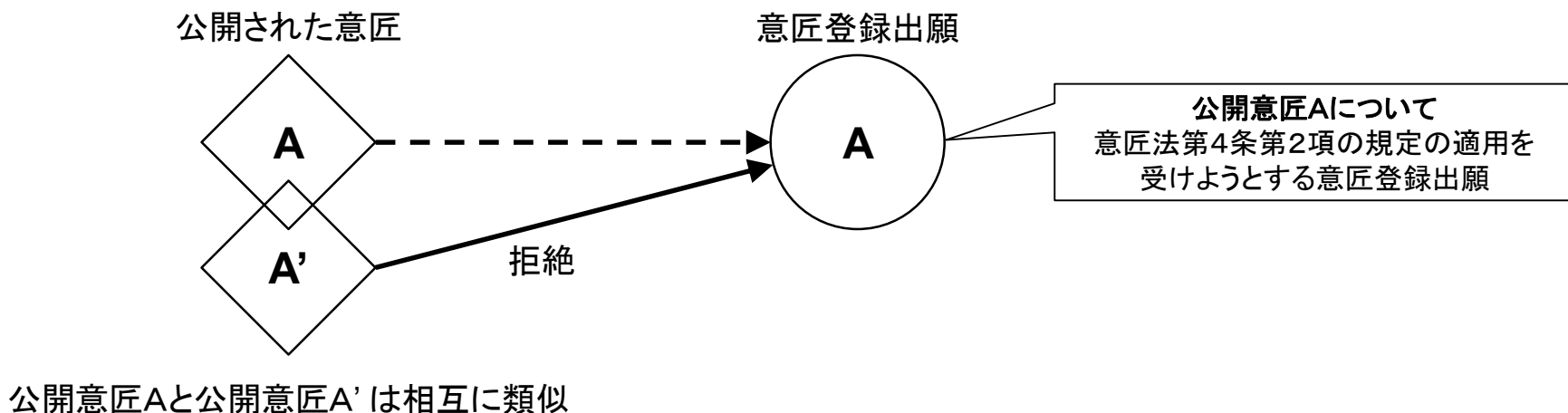
第三者による公開意匠が、公知の意匠に該当するに至らなかったと判断するものの例

例1: 意匠登録を受ける権利を有する者が商品を販売したことによって公開された意匠と、その商品入手した第三者がウェブサイトにもその商品を掲載したことによって公開された意匠

例2: 意匠登録を受ける権利を有する者が見本市に出品したことによって公開された意匠と、その出品情報が新聞に掲載されたことによって公開された意匠

4 出願する意匠と異なる意匠を公開した場合の手続

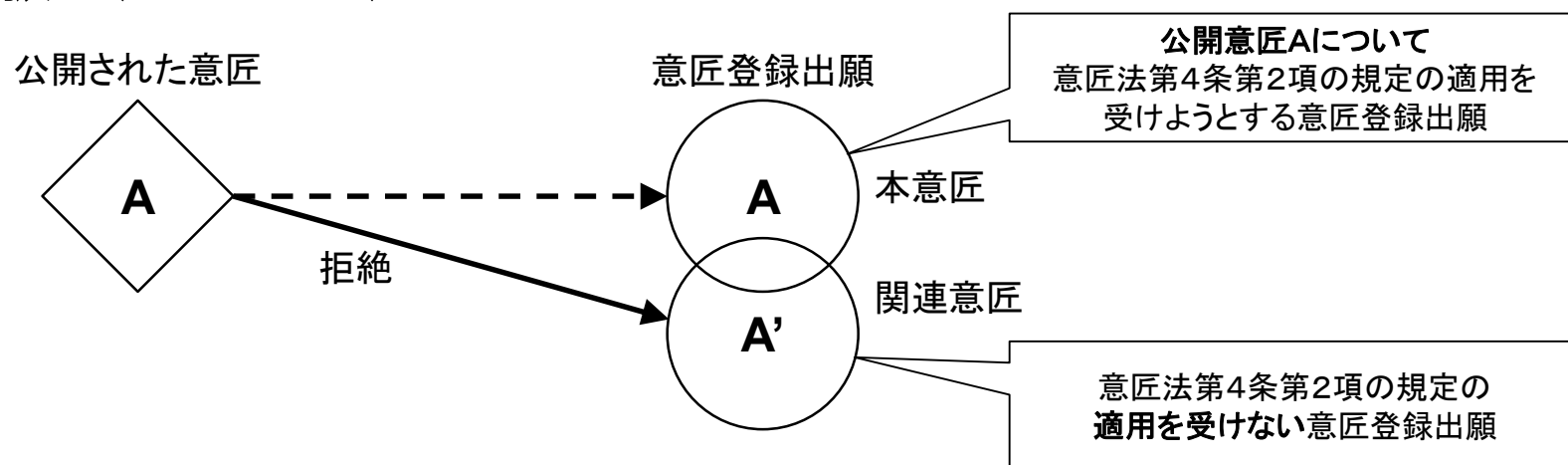
相互に類似する意匠A及び意匠A' が意匠登録出願前に公開され、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願Aの「証明する書面」には公開意匠Aのみが記載された場合の取扱い(31.1.4.2.1)



- 当該意匠登録出願Aにおいて、意匠法第4条第2項の規定を適用し、公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなすことができるのは、公開意匠Aのみである。
- その出願前に公知の意匠に該当するに至った公開意匠A' に類似する意匠登録出願Aの意匠は、意匠法第3条第1項第3号に該当し意匠登録を受けることができない。
- 意匠登録出願Aにおいて、公開意匠A及びA' を「証明する書面」に記載し、所定の要件を満たした場合は、公開意匠A及び公開意匠A' について、意匠法第4条第2項の規定を適用し、公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなす。

4 出願する意匠と異なる意匠を公開した場合の手続

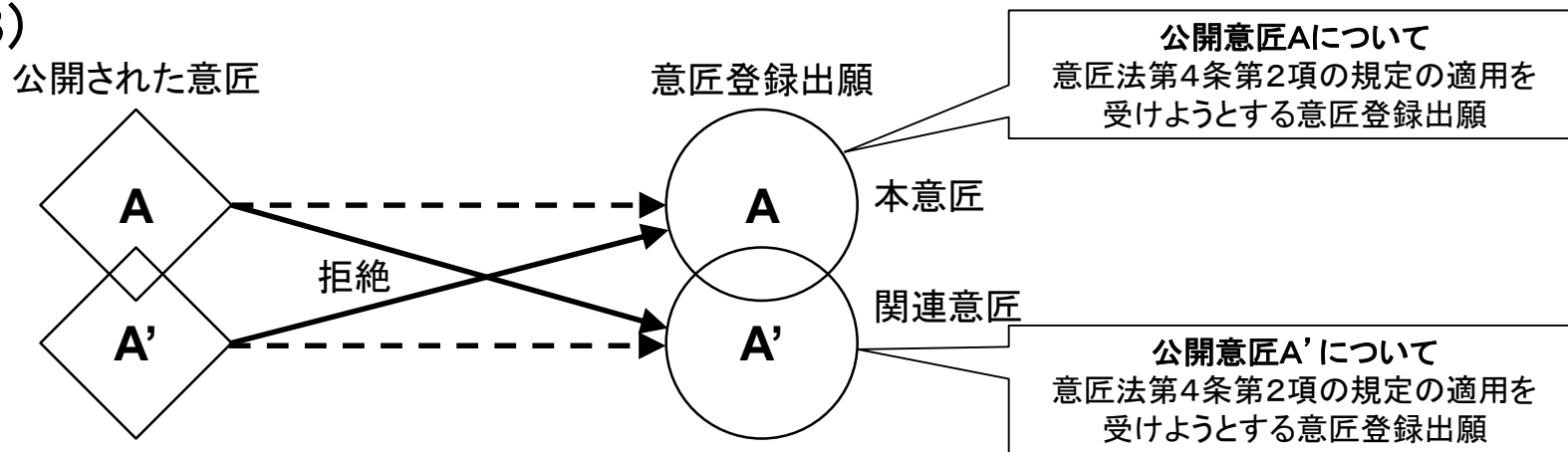
本意匠である意匠登録出願Aについては、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとして「証明する書面」にその意匠登録出願前に公開された公開意匠Aを記載したが、その後、関連意匠として出願した意匠登録出願A'については、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための所要の手続をしなかった場合における、意匠登録出願A'についての公開意匠Aの取扱い(31.1.4.2.2)



- 関連意匠の意匠登録出願A'については、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための所要の手続がなされていないのであるから、公開意匠Aを公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなすことはできない。
- その出願前に公知の意匠に該当するに至った公開意匠Aに類似する意匠登録出願A'の意匠は、意匠法第3条第1項第3号に該当し意匠登録を受けることができない。
- 関連意匠の意匠登録出願A'において、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための手続をし、公開意匠Aを「証明する書面」に記載して所定の要件を満たした場合は、意匠法第4条第2項の規定を適用し、公開意匠Aについて公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなす。 16

4 出願する意匠と異なる意匠を公開した場合の手続

相互に類似する意匠A及び意匠A' が意匠登録出願前に公開され、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願A及び意匠登録出願A' がなされたが、それぞれの「証明する書面」には出願の意匠と同一の公開意匠しか記載されていない場合の取扱い(31.1.4.2.3)



- 両出願の意匠が本意匠と関連意匠の関係にあるか否かにかかわらず、意匠登録出願Aについて、意匠法第4条第2項の規定の適用により公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなすことができる意匠は、「証明する書面」に記載された公開意匠Aのみであり、同様に、意匠登録出願A'について、意匠法第4条第2項の規定の適用により公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなすことができる意匠は、「証明する書面」に記載された公開意匠A'のみである。
- その出願前に公知の意匠に該当するに至った公開意匠A'に類似する意匠登録出願Aの意匠、及び、その出願前に公知の意匠に該当するに至った公開意匠Aに類似する意匠登録出願A'の意匠は、いずれも意匠法第3条第1項第3号の意匠に該当し、意匠登録を受けることができない。
- 意匠登録出願A及び意匠登録出願A'において、それぞれ公開意匠A及び公開意匠A'を「証明する書面」に記載し、所定の要件を満たした場合は、いずれも公開意匠A及び公開意匠A'について、意匠法第4条第2項の規定を適用し、公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなす。

意匠法第4条第1項の規定を適用するための要件(31.1.5)

公開意匠が、意匠法第4条第1項の規定を適用するためには以下の(1)から(3)の要件を満たしていなければならない。

- (1) 意匠登録を受ける権利を有する者(意匠の創作者又はその承継人)の意に反して、その意匠が以下の①又は②の意匠に該当するに至ったものであること。
 - ① 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠。
 - ② 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠。
- (2) 上記(1)の意匠について意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願をしていること。
- (3) 上記(1)の意匠が初めて公開された日から6月以内に意匠登録出願されていること。

31.1.6 意匠法第4条第1項の規定の適用を受けるための手続

意匠法第4条第1項の規定の適用を受けるための手続(意匠法第4条第1項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面の提出、あるいは、願書面への適用を受けたい旨の記載、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実を証明する書面の提出に関する時期的制限等)は、意匠法第4条第3項に規定していない。

したがって、意匠登録出願人は、公開意匠が意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実が判明した時、例えば、当該意匠登録出願について意匠法第3条第1項第3号の規定により拒絶の理由が通知された際に、意見書又は上申書等により上記31.1.5の要件を満たす事実を明示すると共に証明すればよい。

なお、意匠登録出願前に上記31.1.5の要件を満たす公開意匠の存在が判明している場合には、意匠登録出願人は、意匠登録出願の際にその事実を証明する書面を提出してもよい。

31.1.7 意匠法第4条第1項の規定の適用についての判断

審査官は、意匠法第4条第1項の規定の適用を受けることができる公開意匠であるとして出願人から提出された意見書、上申書等によって、当該公開意匠が上記31.1.5の要件を満たすことが合理的に釈明されているか否かを判断する。

1. 意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の明確化
2. 願書及び図面の記載要件
3. 参考図の取扱い

- 1 形状を特定するための線、点等の説明の取扱い
- 2 CGにより作成された図における陰の説明の取扱い
- 3 CGにより作成された図における背景の彩色についての説明の取扱い

【改訂の背景】

- ・我が国の現行意匠制度においては、立体表面の形状を特定するための「陰」を、図形中に線、点等により表すことが認められているが、このような「陰」を描いた場合は、その旨及び「陰」が線、点等のいずれであるかを「意匠の説明」の欄に記載しなければならない。
- ・しかしながら、国際意匠登録出願においては、上記の「意匠の説明」の欄の記載の無いものが見受けられる。

(参考)意匠法施行規則様式第6備考7

図形(参考図の図形を除く。)の中には、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を記入してはならない。ただし、意匠登録を受けようとする意匠に係る形状を特定するための線、点その他のものは記載することができる。この場合は、その旨及びいずれの記載によりその形状が特定されるのかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

【意匠審査基準改訂の方向性】

形状特定のための線、点等(陰)であることが明らかであると判断される場合は、当該線、点等の説明の省略を認めることとする。

21.1.2 意匠が具体的なものであること

(1) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

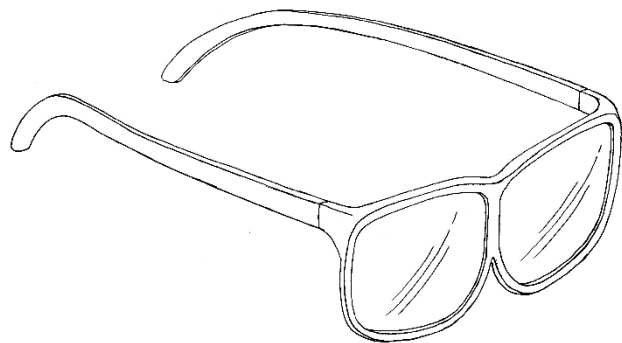
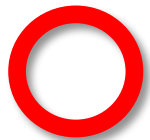
⑨ 図形の中に、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を表した場合

(i) ただし、下記の場合は除く

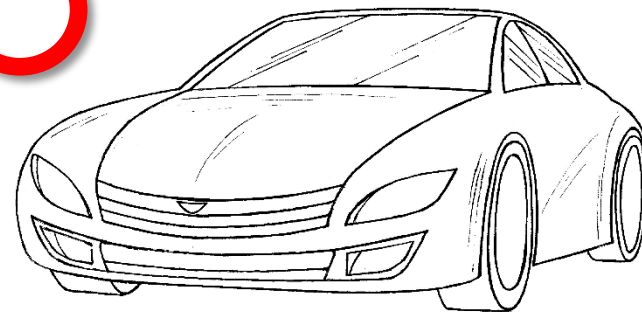
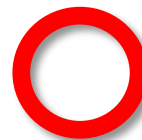
イ 形状を特定するための線、点その他のものを記載した場合であって、願書の「意匠の説明」の欄にその旨及びいずれの記載によりその形状が特定されているのかを記載した場合(意匠法施行規則様式第6備考7)、並びに、意匠に係る物品の性質や各部の用途及び機能に照らし、当該説明の記載がなくても形状を特定するための線、点等であることが明らかな場合

1 形状を特定するための線、点等の説明の取扱い

説明の記載の省略が認められるものの例

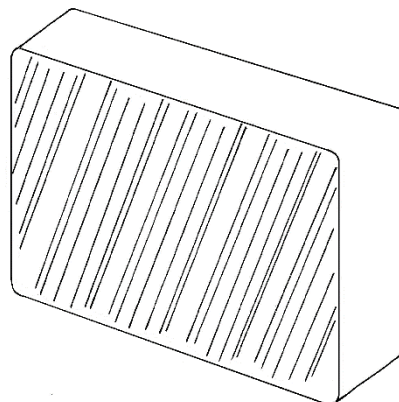


意匠に係る物品「眼鏡」
「眼鏡」の物品の性質上、レンズ中央に線模様
等を表すことは一般的ではない



意匠に係る物品「乗用自動車」
「乗用自動車」の物品の性質上、車体部や窓部に線
模様を表すことは一般的でない

説明の記載が必要なものの例



意匠に係る物品「石けん」
「石けん」の物品の性質上、説明がなければ模様である
のか、立体表面の形状を表したものであるのかが不明

【改訂の背景】

- ・ 意匠法施行規則様式第6備考7の規定に照らし、CGで作成された図について、「陰」としての明度変化を表している図については、その明度変化が「陰」である旨を【意匠の説明】の欄に記載することを推奨している。
- ・ しかしながら、国際意匠登録出願のみならず、国内の出願においても、上記「意匠の説明」の欄の記載の無い出願が多く見受けられる。
- ・ 平成10年意匠法改正により導入されたCGによる図面表現方法は、既にユーザーの間に十分定着しており、かつ、この間CGによる作図技術が発達し、写真と見紛う画質のものも多い。

(参考)意匠法施行規則様式第6備考7

図形(参考図の図形を除く。)の中には、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を記入してはならない。ただし、意匠登録を受けようとする意匠に係る形状を特定するための線、点その他のものは記載することができる。この場合は、その旨及びいずれの記載によりその形状が特定されるのかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

【意匠審査基準改訂の方向性】

明度変化を表したCGにより作成された図については、その明度変化が「陰」であることが明らかである場合は、写真の取扱いと同様に、当該説明の記載を不要とする。

21.1.2 意匠が具体的なものであること

(1) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

⑨図形の中に、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を表した場合

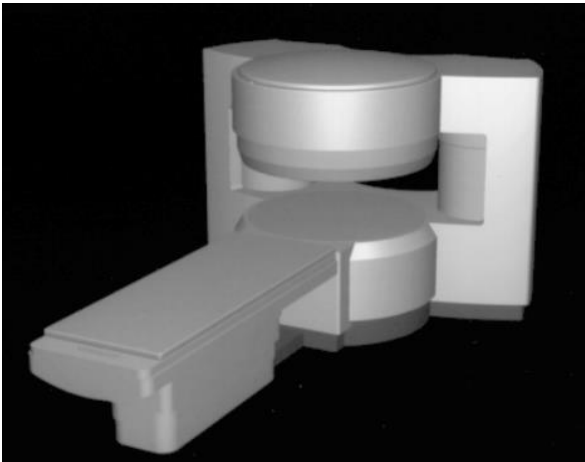
(i) ただし、下記の場合は除く

ロ コンピュータ・グラフィックスにより作成した図において「陰」としての明度変化を表している場合であって、願書の「意匠の説明」の欄に、その明度変化が「陰」である旨の説明を記載した場合、及び、当該説明の記載がなくても「陰」であることが明らかな場合

ただし、下のbの例のように、各面に表された彩色が「陰」であるのか否か明らかでない場合には、意匠が具体的なものと認められない。

2 CGにより作成された図における陰の説明の取扱い

a 説明の記載がなくても明度変化が「陰」であることが明らかなものの例



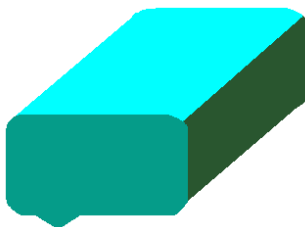
意匠に係る物品「医療用画像撮影機」



意匠に係る物品「電子計算機用マウス」

b 説明の記載がなければ明度変化が「陰」であるか否か明らかなでないものの例

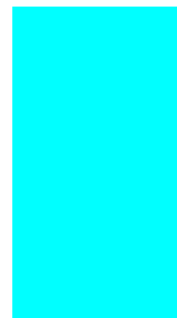
【斜視図】



【正面図】



【平面図】



【右側面図】



意匠に係る物品「消しゴム」

【改訂の背景】

- ・ CGで作成された形状線を表さない図の場合は、必要に応じて背景に彩色を施し、当該彩色が背景である旨を【意匠の説明】の欄に記載することを推奨している。
- ・ 現状、国際意匠登録出願のみならず、国内の出願においても、上記の「意匠の説明」の欄の記載の無い出願が多く見受けられる。
- ・ 平成10年意匠法改正により導入されたCGによる図面表現方法は、既にユーザーの間に十分定着している。

(参考)「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」第1部、2.、2A.5、(9)

コンピュータ・グラフィックスを使用した図、〔CGによる作成の場合の留意点〕②

「形状線を表さない図の場合は、必要に応じて背景に彩色を施します。(外形形状を明確にするために必要な場合の例外的な扱いとして認めています。) 背景の彩色は、出願の意匠を構成しない単一色とし、背景の彩色である旨を【意匠の説明】の欄に記載して下さい。」

【意匠審査基準改訂の方向性】

CGで作成された図における背景の彩色について、当該彩色が背景であることが明らかであると判断される場合は、説明の省略を認めることとする。

21.1.2 意匠が具体的なものであること

(1) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

③ 図面、写真などが不鮮明な場合

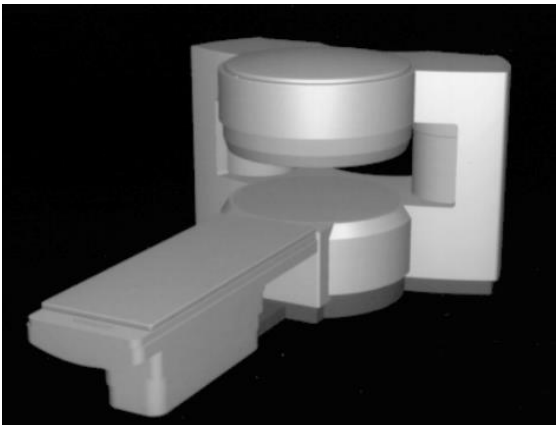
- (i) 図面、写真などが小さすぎたり、不鮮明であって、正確に意匠を知ることができない場合
- (ii) 鮮明な図面、写真などであっても、背景、ハイライト、陰影など余分なものがある状態で、正確に意匠を知ることができない場合

ただし、コンピュータ・グラフィックスにより作成した図において、外形形状を明確にするために、背景に単一色による彩色を施した場合であって、願書の「意匠の説明」の欄に、その彩色が、背景の彩色である旨の説明を記載した場合、及び、当該説明の記載がなくても背景の彩色であることが明らかな場合を除く。

一方、下の例のように、図全体が出願の意匠に係る物品の形態を表しているのか、図中に背景の彩色が含まれているのかが不明である場合には、意匠が具体的なものと認められない。

3 CGにより作成された図における背景の彩色の説明の取扱い

説明がなくても背景の彩色であることが明らかなものの例



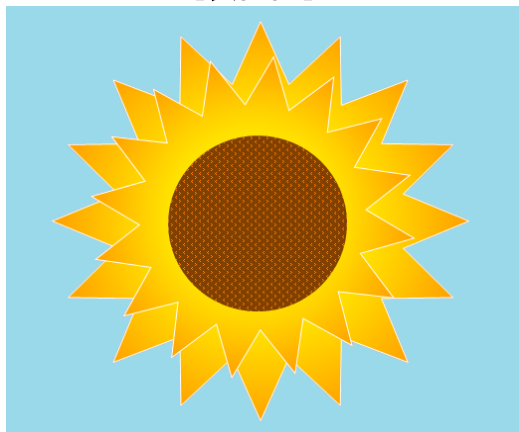
意匠に係る物品「医療用画像撮影機」



意匠に係る物品「電子計算機用マウス」

説明がなければ背景の彩色であるか否かが明らかなでないものの例

【表面図】



意匠に係る物品「装飾用シール」

1. 意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用の明確化
2. 願書及び図面の記載要件
3. 参考図の取扱い

【改訂の背景】

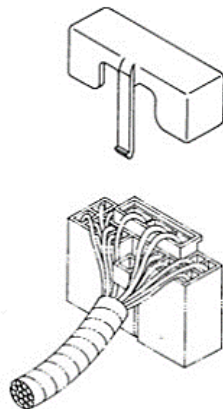
- ・ 意匠登録出願手続における参考図は、出願の意匠の理解を助けるために必要な場合に記載すべきものである。しかしながら、必要図を線図で表している場合に、その実施物の多数のバリエーションを写真で追加的に表したもののや、必要図に表した形態を改変した意匠を表したものなど、出願の意匠とは別個の意匠と認められる意匠についても、参考図の位置づけで、一の意匠登録出願中に複数記載する事例が多くなってきている。
- ・ 参考図の取扱いについては、現状、意匠審査基準において明確な規定がないことから、ユーザーから、審査上の取扱いが不明確であるとの声が寄せられている。また、出願人が提出する参考図が種々広範なものに及ぶことから、審査においても、その取扱いを個別案件ごとに検討しなければならない状況となっている。

(参考)意匠法施行規則様式第6備考11

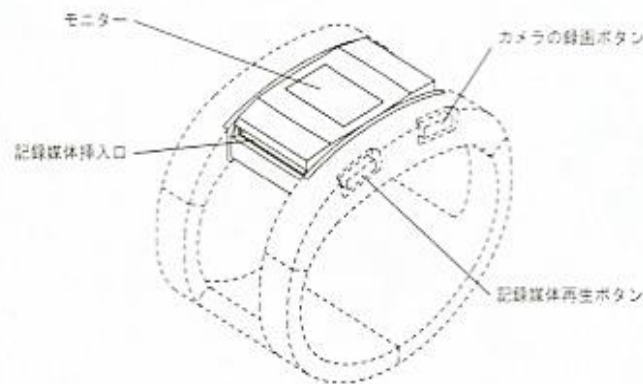
8から10までの図面だけでは、その意匠を十分表現することができないときは、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図、画像図その他の必要な図を加え、そのほか意匠の理解を助けるため必要があるときは、使用の状態を示した図その他の参考図を加える。

意匠に係る物品の用途及び機能等の理解を助けるための参考図

① 使用状態を示す参考図

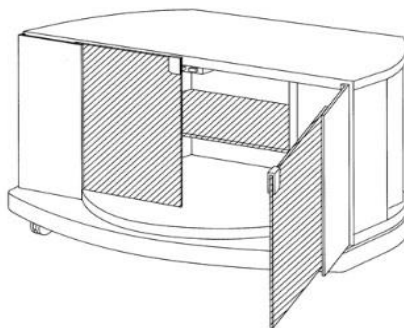


② 各部の機能、名称等を示す参考図



必要図に記入できない説明のための線・図形・彩色等を表した、出願に係る意匠を特定するための参考図

透明部を示す参考図



【意匠審査基準改訂の方向性】

意匠審査基準上に、一組の図面及びその他必要な図に表されたものと異なる形状、模様又は色彩が表されている参考図については、出願の意匠の形態に係る認定において、それら異なる要素そのものは、考慮しないことを明記する。

第2章 意匠登録出願に係る意匠の認定

意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う。

これは、意匠登録を受けようとする者が意匠登録出願をする際には、願書に必要な事項を記載し、意匠登録を受けようとする意匠を願書に添付した図面等により表して特許庁長官に提出しなければならない(意匠法第6条)とされ、また登録意匠の範囲を定める際にも、願書の記載及び願書に添付した図面等により表された意匠に基づいて行われなければならない(意匠法第24条)とされているからである。

したがって、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、優先権証明書、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための証明書等は、意匠登録出願に係る意匠の認定の際には、その基礎となる資料とはしない。

また、願書に添付した図面等に参考図として表された図については、一組の図面及びその他必要な図に表されたものと異なる形状、模様又は色彩が表されている場合には、出願の意匠の形態に係る認定において、それら異なる要素そのものは考慮しない。

特許庁審査第一部意匠課 意匠審査基準室
電話 03-3581-1101 内線2910

特許庁ホームページにございます各種資料もご参照下さい。

<https://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

※ご留意事項

- ・ 本テキスト中の改訂意匠審査基準案の内容は、現在パブリックコメント中であり、今後一部内容の変更を行う可能性がございます。改訂後の意匠審査基準の内容は、特許庁ホームページに掲載いたします。
- ・ 改訂意匠審査基準は、平成29年4月1日からの意匠登録出願の審査に適用する予定です。